

大正時代の小田原町役場（正面）

小暮次郎氏スケッチ画

を商う米穀商店がほとんどなく、「多数の町民はいたるところ生活難を叫び、そのために、町役場では町農会協議会を開き、さしあたり外米廻付を県に出願しなければならなくなつた（『横浜貿易新報』大正七年八月十五日付）。

また、小田原町および付近の村々でも、「細民生活難の叫び」は「漸次拡大せん模様」と報じられ、「小田原町民中、生活難を叫ぶもの数日来、日毎に増加し、古新宿・山王原・千度小路の一部に散在せる漁民は殊にはなはだし」く、足柄下郡では、十余名の郡書記および農会技芸員を各町村に派遣し、町村の状況を視察調査したところ、酒匂村・山王原、国府津、前羽および真鶴村等の漁村で、漁民の多い村落は、意外の困窮を呈し、沿岸に非ずと雖も、大窪村板橋などの農民の少ない各村落も窮状におちいつており、郡長は十三日夜に町長・組合長をも加えて徹夜でその善後策を協議し、県外米の斡旋による廉売を以て救済することを決定したほどである。そして、「生活の不安を叫びつつある」これら町村の状態が想像を絶するほどの悲惨な状況であるので多くの町村民に「危惧の念」をいだかさないうちに、厳重に警戒するという措置にでた（『横浜貿易新報』大正七年八月十五日

第2表 横浜市における穀価の変動

品目	品 種	1915年4月中 平均	1918年4月中 平均
玄 米	伊勢米上	14.750円	28.950円
	〃 中	13.500	27.350
	〃 下	12.600	26.650
	美濃米中	13.700	27.700
	栃木米中	13.450	27.700
内国 白米	上	16.050	31.000
	中	14.700	29.900
	下	13.500	29.050
外国 白米	上	12.680	24.000
	中	12.250	23.500
	下	11.900	23.000
大麦	相 模 中	4.500	14.600
小麦	〃	12.400	24.000
裸麦	〃	6.750	20.500
大豆	北海道産中	8.350	18.450
小豆	〃	13.600	22.550

- 1) 『横浜貿易新報』(大正7年5月29日付) から作成
- 2) それぞれの価格は1石当たりの単位である
- 3) 外国米は4月の平均価格が不明であるので、それぞれ3月の平均による

付)。

さらに、中郡の秦野町をみても、日雇稼ぎおよび草履等を造って日々の家計を支えている二百数十人は、この年の春以来内地米を手に入れることができず、しかも、外米でも一升三十一、三銭になり、外米も買うことができないので、住民は同町役場へ窮状を陳情していった(『横浜貿易新報』大正七年八月十六日付)。

米価の動き

一方、県下の各工場においても、米価をはじめ未曾有の物価騰貴

のため、生活難の声は深刻で、同盟罷業をもって賃上げを要求するものが続出してきた。このように、一九一八(大正七年)の夏、県下各地の人びとの生活は窮迫をきわめ、そのために不穏な空気が流れはじめようとしていたのである。このような事態をまねいた事情を横浜市に例をとってみると、第二表と第三表が示すように、米を先頭にこの三、四年来、生活必需品の価格は、その上限は二倍にも達しており、いちじるしい物価騰貴が社会不安をもたらした元凶であることがわかる。しかも、そのうち、米価は、第四表小田原の物価変動の表がものがたっているように、前年の暮から八月にかけて、白米一升につき十銭も値上がりしているのははじめ、諸物価はことごとくはねあがっている。その高騰の傾向は、横浜商業会議所の調査によれば、卸売において昨年より百分の二十九、小売はおそらく百分の四十以上の騰貴と推定されている。それにたいして、労働賃金は、昨年

第1章 第1次大戦と県政

第3表 横浜市における食料価の変動

品目	単位	1914年4月	1918年4月
清酒	1石	34.000円	67.500円
醤油	〃	18.000	35.000
味噌	1貫目	0.320	0.525
食塩	3等 100斤	2.500	3.340
茶	100斤	39.500	44.000
鰹節	1貫目	7.200	9.300
鶏卵	〃	1.600	2.180
牛乳	1升	0.400	0.500
牛肉	牡 100斤	35.000	57.000
牛肉	牝 100斤	24.000	52.000
豚肉	100斤	21.000	26.000
和白砂糖	〃	20.160	27.040
台湾糖	1等 100斤	12.640	15.520
梅干	4斗入 1樽	10.500	23.000
沢庵	〃	2.950	8.750

- 1) 『横浜貿易新報』(大正7年5月29日付) から作成
 2) それぞれの品目の格柄はすべて中等品である

第4表 小田原町の物価変動

品目	1917年12月相場	1918年8月相場
白米(斤)	32.50銭	42.50銭
味噌(貫)	50.00	57.00
醤油(升)	34.00	38.00
酢(〃)	15.00	18.50
地酒(〃)	30.00	35.00
薪(束)	10.00	11.50
木炭(貫)	26.60	37.00
石炭(斤)	140.00	145.00
砂糖(〃)	26.50	29.00
日本半紙(帖)	4.50	5.70
洗濯石鹼(打)	120.00	138.00

『東京日日新聞』(大正7年9月11日付) から作成

にくらべて百分の十四の値上がりにすぎない(『東京日日新聞』大正七年八月二十八日付)。当然のことながら、一般民衆の生活はひっ迫せざるをえなくなる。

しかも、物価の高騰が進行するなかで、生活苦を訴えていたのは下層の民衆だけではなかった。官吏の場合も同様である。官吏については、五月ころから国費支弁官吏・県吏員職員・教員・町村吏についてそれぞれ増俸・臨時手当支給等の措置がこうぜられてはいた。その事情について、たとえば「横浜市吏員かつて給与したる手当の外、新たに一割五分ないし二割計約三割前後、横須賀市吏員は二割ないし二割五分、町村吏員は大正四年に比し平均二割四分にして、小学校教員は最も増加の割合良好あるがごとく」と、報じられていた。

第5表 神奈川県における賃金の推移

職業別	1917年6月 1日平均	1918年6月 1日平均	差引増額
和服仕立	1.20円	2.50円	1.30円
鑄物師	.75	1.65	.90
塗師	.70	1.20	.50
桶職	.65	1.15	.50
袋物工	.65	1.10	.45
船大	1.30	1.75	.45
鍛冶	1.40	1.85	.45
煉瓦積	1.40	1.75	.35
家具師	.90	1.20	.30
同指物師	.90	1.20	.30
西洋洗濯	.30	.60	.30
下男	.20~25	.20~30	平均.7
下女	平均.17	平均.17	
賃金平均	.862	.982	.12
賃金平均比	100	114	14

1) 『東京日日新聞』(大正7年8月28日付) から作成

2) この表には、大工・左官・石工・木挽等々の職人的労働者、造船所・鉄工所等の工場労働者の賃金は含まれていない

均二百六十七円とくらべてみても相当な開きがある。どうも、これは、神奈川県下の一つの特徴であつたらしい。

ところで、米価の値上がりのなかで、生活の危機を打開するうえで一つの重要なことは、米がどの程度存在しているかどうかを確認することである。そこで、県は、七月十九日に、県令第五号で行つた在米調査の結果を発表した。それによると、届出実数は意外に少なく、横浜市内の米穀問屋は四十あるが、なかには十石未満のものがあり、一商店でもっとも多数の量を所持しているのは、約千八百石内外で、問屋側の持米は約九千五、六百内外、小売商の持米約八千石前後ということであつた。また郵船会社等のごとく食料を要する大会社では白米を所持しているが、五十石ないし百石の程度にて、個人としての届出は意外に少なく、横浜市における在米の届出総数は二万二、三千石であると計算していた(『東京日日新聞』大正七年八月四

しかし、一般には、町村吏員の場合、増加の割合も少なく、「ある町村においては、大正四年度に比し、七年度においてかえつてその俸給を減ぜしものあり」というありさまであつた(『東京日日新聞』大正七年七月十四日付)。

町村俸給を減額した町村は十六、助役俸給減額は十八、収入役は八、書記が十五となり、町村長の俸給を増額した町村は県下百七十三の町村中八十三、助役十三、書記百五十か町村というのが実情であつたらしい。しかも、町村長の報酬給料の現在平均額は百八十五円で一九一五年度より三十三円増になっているが、これを一六年末現在の全国平

この在米量は、推定すると、県民一人当たりが一日平均三合消費するとして、だいたい一か月弱を支える分量であるといわれていた。にもかかわらず、八月に入り、米価が一升四十銭代に突入し、なお、うなぎのぼりにあがっていく気配にあるとき、「空前の米価騰貴を呪う声は各地に暴動の喊声となり、この暴動がやがては横浜市ならびに県下にその端を發せんもはかり難き状況」が出現したのである（『横浜貿易新報』大正七年八月十三日付）。

米廉売 こうしたなかで、大野秦野町長が県に外米配給を申請したり、郡役所をつうじて「内地在米ハ相当分量アルコ
の状況 ト」「外米分配方法」を県でも検討している通牒を町村宛に發したりした（中収二二六一号）。そして、県当局は調

節策をねって、外米配布の承認方を農商務次官に乞い、許可がえられたので、八月十三日より、横浜全市に供給することとなった。なお県当局は「特に生活の圧迫はなほだしき細民に対し、小売商の売値より廉価にて供給をなすため、市内主要なる三か所に廉売所を設くる計画」があると伝えた（『横浜貿易新報』大正七年八月十三日付）。

このような県の外米売出し決定と相前後して、市内の米商の中からも内地米廉売を申し出るものがでてきた。「市内戸部町三ノ七十七米穀薪炭商諸井角太郎氏は十二日正午頃市役所に内地米廉売を申し出た。それは同業者伊勢崎町宮本嘉吉・戸部六十七高村清藏の両氏と共同して、各自の精米百俵（四十石）を戸部小学校雨天体操場で、十五日より三日間午後一時より六時まで売出すという。米は茨城・美濃の混合三等米を一升四十五銭一人一回三升限りとして、なるべく多数の人にいきわたらせたいと希望した相な。なお味噌も時価一円に一貫八百目の物を二貫目の割合、百目（五銭）以上売る相だ。これは米のように制限はない。しかし米・味噌売出し中に時価が下れば、したがって値段を下げるのはもちろんである」という（『横浜貿易新報』大正七年八月十三日付）。

さらに十五日からは、「県の廉売を応援するため、青年会員を以て市内巡回廉売をなさんことを県に申し出て」、当局において

もこれを歓迎し、同日の廉売は午前中から開始されて、午後五時まで二三百石をこえ、初日以上の売れ行きであったという。

足柄下郡小田原町および同町周辺の漁民・非農業部落民の窮乏甚だしく、不穩の状も深刻化してきたので、郡書記の調査結果に基づいて、郡長は十三日、岩田小田原町長・今井真鶴組合長を交えて協議した結果、とりあえず県に外米廻付の斡旋を求めることとし、「町は十四日午前十一時より町役場に町会議員を召集し、緊急町会を開き、外米を原価にて廉売することにした」(『横浜貿易新報』大正七年八月十五日付)。また、小田原米商組合は八月十六日から十日間、一升三十五銭で毎日三十石を町内五か所で廉売することになったという(『横浜貿易新報』大正七年八月十六日付)。

すでに、米騒動の火の手が、八月九日にはじまる名古屋の暴動を起点として、西の京都・大阪・神戸から西へのび、さらに愛知・静岡の東海道の地方都市につきつきと伝播し(吉河光貞『所謂米騒動事件の研究』)、そのような状態のもとで、神奈川県下では、「官民」の協力により、はやくも外米の販売と内地米の廉売にふみきつたのである。その具体化の一例を示すものとして、中郡大磯町の米廉売施米の実施状況を伝える公文書がある(資料編 11近代・現代(1)三〇)。

このなかの一つをみると、八月十六日に、大磯町では、白根鼎三町長の名儀で、外米五十袋を廉売している。それは、「荅石ノ原価拾九円弍拾五銭ノ如御下賜金并県内有志ノ寄付金ヲ以テ荅石ニ付金四円弍拾五銭補給セラレ候ニ付荅石拾五円ニテ販売ス」というように、天皇からの下賜金・寄付金をあてて、原価を割る廉売であった。そして廉売の場所は山王町(山王神社内)、南下町(かづき屋前)、台町(妙昌寺内)の三か所で、数量は一戸三升を限度とすること、生活困難の者に限り売渡すこと、代金は区長が取りまとめ役場へ納付するという方法をとっていた。さらに、八月二十日をすぎると廉売はさらに拡大されている。そのさい、中郡長の八月二十二日付の通牒、すなわち、「御下賜金ニ関スル件追記第二項ノイ号ニ於テ主トシテ米ノ廉売ヲナス様申シ置キ候へ共地方ノ状況ニ依リテハ麦、粟、稗、芋等ヲ代用スルモ差支無之同項ハ号ニ於ケル實際困窮セル者トア

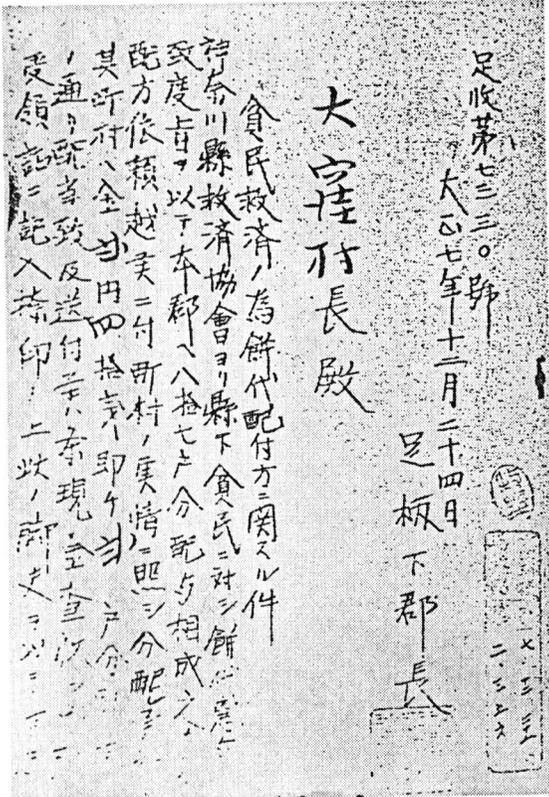
ル内ニハ俸給生活者ニシテ生計困難ト認めラル、者ヲ加フルモ亦差支無之候条」（中収第一二三六号ノ三）に基づいて、八月二十七日から、外米一升十五銭、台湾米一升二十七銭として、「一人一日ノ購入数量ハ七歳以上ヲ五合、七歳以下ハ式合五勺トス、一 当町ニ現住スル下給官吏雇員及会社社員共同購入ヲナスコトヲ得」というように指定していった。

米騒動と

県民の動静

このように県下における米価高騰、米騒動対策は、県や市町村が、県民の生活窮状に対処して先手を打つことにより、大きな暴動を未然に防ぐことに成功したのである。それには、またそれなりの理由があった。というのは、県知事有吉忠一の「回想」にもみえるように、不穏な情勢に対処して予め警戒を厳にしたからである。それは、「当時不穩の徒が暗躍して、夜中密かに不穩のポスターを市中諸所に張って居たのを、非常に早く発見したので応急手配して嚴重の警戒を加へたため、あの伝染力猛烈であつた米騒動も、横浜だけは幸ひ事なきを得たのである」と。しかも、「不穩のポスター」をはやくみつけることができたのは、小田原町の閑院宮の別邸に泥棒がはいり、そのために、県下いっせいに特別警戒にはいつたとき、それらを発見したからである。

しかし、県下で不穏な動きがまっただくなかつたわけではない。横浜市では八月十五日に「午後五時ごろ横浜公園に來集者あり」、警察官解散を命じたが、午後十時ごろ再び公園に七百名ほど集合したこと、十六日夜十時ごろに、前日同様「横浜公園に群衆集合」し、「伊勢佐木町より長島橋遊廓裏門に到りしも、嚴重なる警官の一隊に喰ひ止められ」たがその後、「勢漸次猛烈となり、閑の声をあげて電車に投石し、またまた裏門を突破」しようとして果せず、遂に二組に分れ、「一隊は伊勢佐木町通りの民家に投石、破壊を企て、閑内太田町巡查派出所の硝子戸を破り、相模屋・鶴屋呉服店の表戸を破り、東の端に至り、他の一隊は賑町・足曳町を経て梅枝町に到り、同町の交番を破壊したり。翌十七日午前三時頃鎮静に帰した」（『東京日日新聞』大正七年八月十八日付）という動きがみられた。また十七日には、「夜九時頃より横浜公園に数千の群衆」が集まり、検査



大正7年ころの「貧民救済ノ為餅代配布方ニ関スル件」と題する通達
小田原市教育研究所蔵

退散の中で、その民衆は「吉田橋方面に雪崩れ行き、新たに群衆を増し、吉田橋より伊勢佐木町大通りを経て足曳通りより長島橋に至る間、数多の群衆あり。時々喊声をあげて電車に投石する騒ぎに電車は午後十時限り危険区域なる馬車道・日本橋間の運転を中止したり。なお群衆は真金町遊廓に至り、喧騒を極め」という（『東京日日新聞』大正七年八月十八日付）。

こうして横浜市の騒動は、十七日夕方からの騒擾をもって一応終わりをつけた。また、県下のもう一つの都市横須賀においても、八月十五・十六日に「相木田遊廓付近・不入斗付近等に不穩の文字を書き

たる紙を貼付されあり。両夜共五、六百の市民は諏訪公園内埋立公園に集」まったという事実がある。また、「田戸・諏訪公園内に集まりし群衆も、ただ集合」したという程度で、暴動には発展しなかった（『東京日日新聞』大正七年八月十八日付）。

さらに橋樹郡保土ヶ谷町の字帷子川岸にある株式会社保土ヶ谷曹達工場において米騒動のさい、この工場がもたらすばい煙とガス放散に苦情を提言する動きがあり、これが暴動に発展するが、直接、米騒動というわけにはいかない。

この外騒動にまではいたらなかったが、不穏の状態をみせていたのは、橋樹郡御幸村南河原の日本製鋼会社、足柄下郡小田原町およびその付近であったという。したがって、騒動は、まったくといってよいほど大きな渦となつてひろがっていない。しかし、にもかかわらず、全国的規模での米騒動の影響は、県民生活の苦境の一端を代弁しており、騒動後においても、物価騰貴の風潮は県内各地に流れていた。そのためにも地方の秩序を建て直し、社会不安を除去していく新しい方向を模索せざるをえなくなる。

二 地方行政の変化

「思想問題」 一九二〇（大正九）年十月十八・十九日の郡市長会で、県知事井上孝哉は、以下のような訓示をあたえてい
と行政の強化 た。その趣旨は、現在の内外の情勢は容易でないと前置きして、欧米諸列強の間では「国際上ノ軋轢、経済

上ノ競争激甚」をきわめ、そのなかで、五大国の一つである日本の直面した課題は、かつては東アジアの諸問題に限られていたが、いまや、世界の各方面にわたるようになり、したがって世界的な問題にかかわるとともにまた、その逆に、世界の動きの影響をもろに受け、そのために、我が国の責任はますます重くなり、多額な国費を必要とし、国民的規模で一大決意をもつてその対策にあたらなければならない、という点にあった（資料編 11近代・現代(1)三四）。

この考え方は、もちろん、しばらく前の地方長官会議で原敬首相および床次竹二郎内相から指示を受けたことがらを伝達したものにほかならない。しかし、そこには、あきらかに第一次大戦をへた後の日本の国際社会における立場と国内の社会変化を強く意識したうえで行政の進めかたの基調が示されている。こうして、知事は、つづけて、国民道德の涵養と思想の善導

を主眼とする「敬神」の念を振作すること、「立憲思想ノ涵養ト自治ノ精神」の普及をはかること、「社会政策ノ実行」を推進すること、「道路ノ完成」を期すること、「国民体位ノ改善」を期すること、「教員ノ修養ト待遇ノ向上」を遂行すること、「徴税ノ整善」「国民思想ノ善導」をうながしていくことにふれ、さらに、地方行政機構の一部編成替えともいふべき「産業部ノ設置」と、この年から着手した「国勢調査」をとりあげていた。

この知事の訓示をみると、時代の変化に対応しながら、行政のとりあつかわなければならない範囲が拡大するなかで、地方の場からさまざまな社会問題を処理していくための人物養成、制度改善と施策が打ち出されているとみてよい。なかでも、「神祇崇敬ノ淳俗」を振興していくために、政府が、神社経営と神職の地位の向上をはかるうとして、神官ならびに官幣社への供進金、国幣社の例祭幣帛料および府県社以下の神社の神饌幣帛料を増額したこと、官幣社・国幣社の宮司を勅任官待遇、府県社以下の神社の神官を委任官の待遇にそれぞれ進む途を切り開き、あわせて給与改善をはかったことは、注目してよい。この政府の宗教政策に関連して、すでに神奈川県では、歴史の古い由緒のある神社で維持が困難なものにたいしては神社経費を補助したり、あるいは、神職会経費を補助して神職の講習を奨励し、さらに、県社以下の社司社掌の俸給および旅費規程を設けて神職の待遇改善に努めつつあった。また、次の世代を育て、「民族将来ノ降替」に大きな影響をおよぼす小学校教員の待遇改善に関しても、神奈川県では、他の府県にくらべてひげをとらないばかりか、一般の俸給令改正によってその地位を確保し、「近時県下教育界ノ面目」がようやく改まってきたとみなされるようになった。

神職や教員の待遇の改善を進め、社会的地位の向上をはかっていくことは、国際的規模でデモクラシー思潮が流入し「思想混乱」がひきおこされてきているなかで国民道徳・国民思想をたてなおしていくうえで必要であるばかりではない。「憲政並自治」にたいする精神を地域から涵養し、地方行政の効果をあげるために、「責任観念ノ養成」をうながすうえで、その担い手

として、「地方中心人物」の育成という点でもまた重視されていたのである。この事情は、「立憲思想ノ涵養ト自治ノ精神」のところで知事が、青年団体・戸主会・自治会等々公私団体の自治活動を活発せしめることを強調している点と一脈あいつづる。

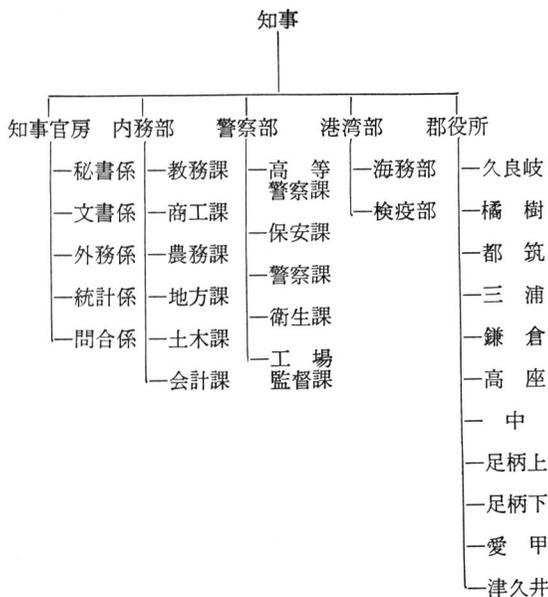
産業振興と

社会政策

ところで、第一次大戦後、地方行政の施策の場とりわけ重視されてくるのが、産業振興と社会政策の面である。前者については、この年、すなわち一九二〇（大正九年九月、勅令第三八九号で地方官官制を改正し、東京府外二府四県に産業部を設置し、制度の改正をほどこしていった。産業部を新設したのは、工業化の進んだ地域をかかえている府県であり、京浜工業地帯をかかえた神奈川県もその対象になっていた。そして産業部を設けたことにより、これまで県の内務部に属していた農工商・森林・水産および度量衡に関する所轄事項はこの部の所管となったのである。そこで知事は「産業ノ事タル国運進展上重要ナルハ勿論ナリト雖本県ノ産業ハ国策上特ニ一般ノ振興開発ヲ要スルモノアリ」と説明し、県自身が、産業の改善発達を期す抱負を語りながら、この機会に郡市長が率先して各種産業の育成に力を入れていくことを要請していた。また、社会政策の推進に関して、知事は県としては、つとに「此ノ点ニ留意シ昨年八月新ニ社会課ヲ置キ社会的施設ニ関スル行政ノ衡」にあたり、これまでの種々の社会問題に関する既設の事業の徹底につとめることはもちろんのこと、「失業保護、救貧施設、生活改善、民力涵養、部落改善、児童保護其ノ他農村漁村工場等」の社会問題の解決に関する計画を進めていると述べていた。それだけに、また、県の立場としては、郡市長が、時代の進展にそくし、地域の事情を考慮しながら、社会政策の実行に努力するよう強調していた（資料編 11近代・現代(1)四）。

もちろん、このような地方行政の運用上の重点施策は、こつぜんと提出されたわけではない。すでに、政府は、地方行政の任にあたる者が社会問題の処理を含んだ地方自治の振興の必要性に応じて行政事務量の増大と複雑化に対処する方針をだして

第6表 大正7年の県庁機構



いた。たとえば、一九一八年十一月一日の足柄下郡町村長会における郡長の演説をひきあいにしてみると、町村が政府の発令する法令または県郡を経ておろされてくる政府の方針を受けとめ、町村の事情におうじて、「県郡ト意思相通シ首尾相応シ各其ノ権域」によって町村役場の事務の整理改善の実績をあげるよう要請を受けていた。そのために、町村長・助役は、「町村ノ公事」を担う以上、相互に気脈を相通じ、連繫をもって「毎日必ス役場ニ出勤」し事務を指揮すること、町村役場吏員は、執務に必要な「諸法令例規等ニ通曉」する努力を重ねること、また、「法令例規等の研究」を組織的にもつことが要求

されていた（資料編 11 近代・現代(1)(三)）。

こうした要請がだされたのは、地方行政機関の事務が渋滞したり、吏員の怠惰な傾向が能率の低下をもたらしているという理由だけからではない。行政の諸領域で、諸物価の高騰とか国民生活の変化あるいは階級対立といった問題に対処し、さまざまに諸法令がだされ、そのために、「町村住民トシテ共同ト公共心ヲ涵養」する必要性にせまられていたからである。事実、一九一九（大正八）年夏の各郡の町村長会での政府から県をつうじておろされてきている指示伝達事項をみると、この二、三年来の地方行政の内容の複雑多様な動きを具体的にとらえることが出来る。いま橘樹郡の町村長令を例にとってみると、自治体の発展とその条件づくりのために、いかに「健実ナル民風」

をつくりだすために苦慮しているか、その一端をとらえることができる。その指示は、まず、民間においては「管内ノ篤志者教育家宗教家在郷軍人分会青年団」等々を協力させて活動せしめること、町村およびその吏員は、政府の施政方針や法令の趣旨、町村条例の要項などを住民に周知、徹底せしめるために「公告式ノ揭示場」を設けるといったような方策をことうじること、そして、「自治体ノ基本財産蓄積条例」を確実に励行せしめ、「善良ナル公民」を育成していくために、町村役場は「各種統計ノ資料」をそれぞれの町村の在郷軍人分会・青年団の人たちを指導して協力せしむることにふれて、以下のような指示事項を掲げていた（資料編 11近代・現代(1)三三）。

その内容を追跡してみると、都市化・産業化の進展する事情を背景とする社会の変化に関連して制定された諸法律の具体化と、それなりの社会改革をはかろうとする行政運用をとらえることができる。たとえば、道路法の制定とその施行にとまなつて、政府は、自動車・自転車などの交通手段の登場を考慮してか、「交通上危険」の現状を改めるために町村里道の施設の修繕と改善を強く指示していった。この種のことさらに関連して町村管理の「道水路新設変更」の整理の方法を講ずること、「道路堤防並木敷」をはじめとする「官有土地水面」の継続使用の手續を迅速に運用すること、県費補助をうしろだてとする町村主管の「道路橋梁及治水工事」を促進せしめることなどを重視している。これらの指示事項は、いわば、住民の生活環境の急速な変化を含めての環境のたてなおしの施策であるといえよう。また、この環境整備に関連して、地域から産業を育成するきめ細かい指示も打ちだされていたのも一つの特徴である。この事項にかかわるものとしては、町村農業技術員を長期に勤続せしめ定着せしめること、蚕業の奨励に関して桑園の改良などを推進し、養蚕組合の充実をはかること、産業組合の生産物の共同販売、生計用品の共同購入および貯金の奨励など機能をいっそう拡大していくこと、絹織物業における「力織機奨励補助規則」を県令第二七号で改正し、機業奨励の補助の適用範囲を拡大し「小機業者保護」を打ちだしたこと、「家畜

家禽其他畜産物」の奨励等々が強調の対象となっていた。

また、軍事救護法の実施に関して、この法の過去一か年余の実情をみると、その適用にいろいろ不備があるので、社会法としてこの法の趣旨の理解を徹底せしめること、「衛生施設ノ改善」をはかり、「国民保健ノ実績」をあげるために制定された精神病院法・結核予防法・トラホーム予防法、一部改正の医師法・阿片法のもとに、衛生に関する施設の改善を訴えていたことは、社会問題を解決していく一助として強く位置づけられていることを伝えていこうといえよう。

このように、地方行政に課せられる役割は大きく変わり、その範囲もすこぶる多面的になってきたといえよう。この事情は、地方行政を具体的に担っている市町村の自主的な活動が期待されてきたことを示している。その意味で、第一次大戦は、地方行政の機関とその構成員が、もはや「牧民官」として、国家の諸政策を推進するパイプ役で、社会秩序を監視するだけではすまされなくなってきたといえよう。

第五節 民力涵養運動

一 民力涵養大会

自治観念の強調

一九一九（大正八）年三月、床次竹二郎内相は民力涵養計画について、道府県知事に訓示を發した。その要綱は、一 国家的自覚——立国ノ大義、国体ノ精華、健全ナル国家観念、二 統治的協力——立憲ノ思想、自治ノ観念、精神的協力、公共心ノ涵養、犠牲的精神、三 世界的自覚——世界ノ大勢、日新ノ修養、四 社会的協力